

積算シリーズ ㊤

# 土地改良工事等標準積算基準

令和6年10月

愛知県農業水産局

愛知県農林基盤局

## 目 次

(総則)	1
第1 土地改良工事積算基準等の適用基準	1
第2 数値の表示基準	7
第3 参 考 步 掛	8
1. 既設構造物取壊し	8
2. 試掘工	8
3. 軽油単価適用のための月平均使用量の算定	8
4. 推進工	9
5. 機械設備等の撤去歩掛	9
6. 調査業務打合せ歩掛	9
7. 測量業務打合せ歩掛	10
8. 設計業務(頭首工・トンネル・ポンプ場、その他)打合せ歩掛	11
9. 建物等事前(事後)調査歩掛	12

(総則)

愛知県における土地改良工事等の積算として、愛知県土地改良工事等標準積算基準「積算シリーズA」を策定し、適用するものとする。

## 第1 土地改良工事積算基準等の適用基準

1. 基本的には農林水産事務次官通知（昭和52年2月14日付け52構改D第24号）「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱の制定について」に基づいて以下のものを準用する。

- 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号）
- 土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）（平成12年3月24日12構改D第238号）

(1) 上記によるほか、構造改善局長通知に基づいて以下のものを準用する。

- 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準
- 土地改良事業等請負工事標準歩掛
- 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準
- 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準
- 土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）

(2) (1) によるほか、農林水産省農村振興局の以下のものを準用する。

ア. 農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）

- 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛
- 施工パッケージ型積算方式
- 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用
- 土地改良事業等に係る建築請負工事の価格の積算
- 土地改良事業等に係る建築請負工事の価格の積算の運用
- 工事請負契約書第26条の積算上の取扱い
- 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法
- 年度末に発注する国庫債務負担行為等に係る工事費の積算

イ. 農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）

- 土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用
- 土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）
- 施工パッケージ型積算方式（施設機械）
- 施設機械設備点検・整備積算基準
- 施設機械設備点検・整備標準歩掛
- 施設機械設備点検・整備積算基準等の運用
- 電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）

- 電気通信設備運転管理業務積算基準（参考資料）
- 設計業務の価格積算基準
- 設計業務標準歩掛（施設機械）
- 設計業務の価格積算基準（施設機械）等の運用
- 機能診断業務（施設機械）の積算参考歩掛
- ウ. 農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）
  - 地質、土質調査業務の価格積算基準
  - 地質、土質調査業務市場単価
  - 測量業務の価格積算基準
  - 測量業務標準歩掛
  - 設計業務の価格積算基準
  - 設計業務標準歩掛
  - 現場技術業務の実施要領等
  - 記録映像製作業務の価格積算基準
  - 良質構造物設計施工技術検討業務実施要領
  - 設計業務等の積算参考歩掛
  - 機能診断業務の積算参考歩掛
  - 設計業務等の価格積算基準等の留意事項について
  - 調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について
  - 測量業務等の機械経費について
- エ. その他
  - 土地改良工事施工歩掛見積要領
  - 土地改良工事数量算出要領（案）
  - 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更
  - 施工箇所が点在する工事の積算方法

2. 社団法人農業農村整備情報総合センターの次のものを参考とする。

- 土地改良工事積算マニュアル（土木工事）

3. 1～2項において、次のとおり字句を読み替えるものとする。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 農林水産省農村振興局・東海農政局 | → 愛知県             |
| (2) 設計課              | → 本庁主務課           |
| (3) 事業所              | → 農林水産事務所         |
| (4) 国営事業             | → 県営事業            |
| (5) 工事請負契約書          | → 愛知県公共工事請負契約約款   |
| (6) その他、県の基準になじまない語  | → (1) から (4) に準ずる |

4. 1～2項に定めない歩掛は第3参考歩掛又は他公共事業基準、物価資料、見積、実績等の何れかにより決定する。

5. 1～2項にかかわらず次のとおり運用する。

(1) 土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項第4 直接工事費の積算1. 材料費

イ. 材料の価格「新価格を……」は原則として「当初設計価格」をもって設計変更する。

(2) 土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項第6 一般管理費等の内容3. 一般管理費等の算定「……前払金支出割合40%で……」は次のとおり積算する。

請負代金額	一般管理費補正係数	前払金支出割合区分
200万円未満	1.05	0%から5%以下
200万円以上	1.00	35%から40%以下

ただし、当初積算時は請負代金額を設計金額と読み替え、契約により請負代金額が200万円未満となった場合は変更対応し、土地改良事業等請負工事積算基準等の運用事項質疑第6の4. 一般管理費率の補正 (1) 前払金支出割合による補正は適用しない。

(3) 間接工事費等を調整する場合の取扱い

随意契約方式が妥当と判断される場合は、平成29年3月17日付、28農検第1033号で通知の「農林水産部発注工事における間接工事費等の調整について」によるものとする。

(4) 土地改良工事積算基準(土木工事)別表3、現場管理費率の補正值、及び共通仮設、別表3、共通仮設費率の補正值の運用

運用にあたり、「山間僻地及び離島」と「中山間地域」の地域分けは以下のとおりとする。

ア. 山間僻地とは、

施工地域が愛知県人事委員会規則における特勤手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる山間地区で別表のとおりとする。

山間僻地該当地区：岡崎市のうち旧額田町、豊田市のうち旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村、設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村

イ. 中山間地域とは、

農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域で別表のとおりとする。

農業地域類型一覽表(平成29年改定)

別表

[https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki\\_ruikei/setsumei.html](https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html)

市区町村名	旧市区町村名	第1次分類	備考	区分	
				山間僻地及び離島	中山間地域
岡崎市	竜谷村	3			◎
岡崎市	山中村	3			◎
岡崎市	本宿村	3			◎
岡崎市	河合村	3			◎
岡崎市	常盤村	3			◎
岡崎市	豊富村	4	旧額田町	◎	○
岡崎市	宮崎村	4	旧額田町	◎	○
岡崎市	形笠村	4	旧額田町	◎	○
岡崎市	下山村 2-1	3	旧額田町	◎	○
瀬戸市	品野町	3			◎
豊川市	長沢村	3			◎
豊川市	秋村	3			◎
豊田市	石野村	3			◎
豊田市	松平村	3			◎
豊田市	藤岡町	3			◎
豊田市	小原村	4	旧小原村	◎	○
豊田市	足助町	3	旧足助町	◎	○
豊田市	盛岡村	4	旧足助町	◎	○
豊田市	賀茂村	4	旧足助町	◎	○
豊田市	阿摺村	4	旧足助町	◎	○
豊田市	下山村	4	旧下山村	◎	○
豊田市	下山村 2-2	3	旧下山村	◎	○
豊田市	旭村	4	旧旭町	◎	○
豊田市	三濃村 2-1	3	旧旭町	◎	○
豊田市	稲武町	4	旧旭稲武町	◎	○
西尾市	佐久島村	3		◎	○
西尾市	幡豆町	3			◎
犬山市	池野村	3			◎

市区町村名	旧市区町村名	第1次分類	備考	区分	
				山間僻地及び離島	中山間地域
新城市	千郷村	3			◎
新城市	東郷村	3			◎
新城市	舟着村 2-1	4			◎
新城市	八名村	3			◎
新城市	長篠村 2-2	3	旧鳳来町	◎	○
新城市	鳳来寺村 2-2	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	鳳来寺村 2-1	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	長篠村 2-1	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	海老町	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	大野町	3	旧鳳来町	◎	○
新城市	七郷村	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	山吉田村	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	三輪村 2-2	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	船着村 2-2	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	作手村	4	旧作手村	◎	○
南知多町	内海町	3			◎
幸田町	豊坂村	3			◎
設楽町	田口町	4		◎	○
設楽町	段嶺村	4		◎	○
設楽町	名倉村	4		◎	○
設楽町	振草村 2-1	4		◎	○
設楽町	上津具村	4		◎	○
設楽町	下津具村	4		◎	○
東栄町	御殿村	4		◎	○
東栄町	本郷町	3		◎	○
東栄町	下川村	4		◎	○
東栄町	園村	4		◎	○
東栄町	振草村 2-2	4		◎	○
東栄町	三輪村 2-1	4		◎	○
豊根村	豊根村	4		◎	○
豊根村	富山村	4		◎	○

農業地域類型コードは、以下のとおりとする。

- 第1次分類
- 「都市的地域」=1
  - 「平地農業地域」=2
  - 「中間農業地域」=3
  - 「山間農業地域」=4

区分欄の◎は採用すべき区分とする。

中山間地域の○は該当するが、山間僻地及び離島区分を採用

(5) 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準 運搬費の算定 4 建設機械等の運搬基地及び、仮設材等の運搬の運搬基地は下表のとおりとし、所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

表 1 建設機械等及び仮設材の運搬基地所在地

機 種 等		所 在 場 所
大型建設機械 パワーショベル (1.2m <sup>3</sup> 以上)、杭打機 (4 t 以上、45kw 以上)、場所打杭施工機械、トラッククレーン及びクローラクレーン (55 t 吊以上)、ダンプトラック (13.5 t 以上)、コクリートプラント (0.75m <sup>3</sup> 「28 切」以上)		名古屋市、豊橋市、一宮市、豊田市、岡崎市、津島市、安城市
橋梁エレクション機械	鋼 橋	県庁、知多建設事務所、東三河建設事務所
	P C 橋	岐阜市、掛川市
その他機械、仮設材		工事現場のある市町村役場 (運搬基地として実績のある旧市町村役場所在地を含む)

#### 6. 施設機械を土木工事にあわせ発注する場合の取扱

土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用についてにより以下のとおりとする。

土木工事に施設機械設備を一体で発注する場合の施設機械設備工事の積算は、単独工事として、一般管理費等まで積算し、土木工事と合算する。

なお、施設機械設備の積算額は土木工事経費等の対象外とする。

#### 7. 見積による採用歩掛の決定

(1) 提出された見積書の内容を十分に確認した上で、類似作業の歩掛及び過去の実績等から適当と認められる見積書の歩掛に当該年度の公共工事設計労務単価、施設機械工事等の労務単価、機械経費単価及び材料単価等を代入した合計額に対する最多頻度の価格（過半数以上が同一の価格）を採用する。

なお、最多頻度価格となる見積書で歩掛構成が異なる場合は、職種別に集計した歩掛総和の最大値を比較し、その値で最小となるものを採用する。

(2) 最多頻度価格（過半数以上が同一）が特定できない場合は、異常値の棄却（Q 検定：Dixon 法）を行い、異常値を棄却した後の合計額を比較し、平均価格に最も近い見積書の歩掛を採用とする。

棄却判定に用いる  $r(n, 0.05)$  の値

n	3	4	5
$r(n, 0.05)$	0.941	0.765	0.642

なお、平均価格に最も近い見積書が複数ある場合は、安価な方の見積書を採用するが、複数の見積書がある場合は、職種別に集計した歩掛総和の最大値を比較し、その値で最小となるものを採用する。

## 第2 数値の表示基準

### 1. 積算書の数値処理

- (1) 土地改良工事数量算出要領(案)(土木工事)及び土地改良工事数量算出要領(案)(施設機械工事)【農林水産省農村振興局整備部設計課】を準用する。

なお、地山の土量換算係数の扱いについては下表を標準とする。

地山の土量換算係数

区分	現場状況	地山の状態	備考
A	耕地、山林	自然状態 (f=1.0)	下記以外の箇所
B	道路(路床、路体) 堤体(ため池等)	締め固めた状態 (f=0.9)	施工時に締め固められた 場所※

ただし、上表により難しい場合は、現場条件に応じて決定する。

※締め固め(転圧)作業の伴わない押土・敷均し程度で完了している場合は、締め固めた状態は適用しない。

- (2) 工事価格及び業務価格は1,000円未満切り捨てとする。

### 2. 材料の損失量

補助版標準積算システムの施工単価を使用する場合は、損失量等が自動的に補正されるので別途損失量等は考慮しない。ただし、特別単価等により直接材料を計上する場合は、「土地改良工事積算基準マニュアル」を参考に適宜損失量等を計上する。

### 第 3 参 考 步 掛

○担当記号 {

 工事検査 G・・・G、技術管理企画 G・・・A  
 かんがい排水 G・・・B、生産基盤・団体営 G・・・C  
 環境整備・単県 G・・・D、防災 G・・・E、機構調整 G・・・F
 
}

1. 既設構造物取壊し…………… (A)

種 別	步 掛
硬質塩化ビニル管	布設歩掛の 10%

2. 試掘工…………… (A)

簡易な試掘の場合における、参考歩掛は以下のとおりとする。

試掘工 (1日当り)

項 目	数 量
土木一般世話役	1.0 人
普通作業員	1.0 人
バックホウ機械経費 (0.2m <sup>3</sup> )	1.0 日
ダンプトラック機械経費 (2.0t 積)	1.0 日

1日当たりの試掘箇所については、現場状況にあわせて計上するものとする。  
 ただし、交通誘導員及び仮設費の計上は全体の工種と併せて計上すること。

3. 軽油単価適用のための月平均使用量の算定…………… (A)

$$\text{月平均使用量} = \frac{\text{軽油全設計数量} \times 30}{\text{軽油使用日数}}$$

軽油使用日数は、全工期より準備、後片付日数を除いた日数を使用する。なお、これにより難しい場合は、工程表等により算出する。(小数点第1位を四捨五入)

- ①パトロール給油単価 (県統一単価表) 月平均使用量 4kℓ未満
- ②小型ローリー渡し単価 (県統一単価表) 月平均使用量 4～20kℓ
- ③ローリー渡し単価 (県統一単価表) 月平均使用量 20kℓ以上

※機械土工で大量(土砂等)に扱う場合は、特に注意する。

4. 推進工 …………… (B、F)  
 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用（平成13年3月22日12農振第1686号農村振興局整備部長通達）による。

5. 機械設備等の撤去歩掛…………… (E)  
 農林水産省「土地改良工事積算基準(施設機械)」に示される各撤去対象設備の据付工数に、下表の補正率を乗じたものを標準歩掛とする。  
 なお、設計技術費、据付材料費、補助材料費は計上しないこと。

(表-1) 【機械設備】

作業種別	据付工	普通作業員	電工
再使用する場合	70%	70%	70%
再使用しない場合	40%	40%	40%

(表-2) 【除塵設備、ゲート設備】

作業種別	据付工	普通作業員
再使用する場合	70%	70%
再使用しない場合	40%	40%

6. 調査業務打合せ歩掛…………… (B)  
 調査業務における打合せ歩掛は、「地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第156号構造改善局長通知）」による配置人員を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員 (単位：人／日)

打合せ時期	職種	主任技師	技師A	技師B
	着手時	—	1.0	1.0

※ 原則として、中間、成果品納入時は計上しない。

※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。

※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は0.5日単位で計上する。

7. 測量業務打合せ歩掛…………… (B)

測量業務における打合せ歩掛は、「測量業務標準歩掛について（平成13年3月29日付け12農振第1973号農村振興局長通知）」による配置人員を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員 (単位：人／日)

打合せ時期	職種	測量主任技師	測量技師	測量技師補
	着手前	—	—	1.0
最終	—	—	1.0	1.0

※ 原則として、中間は計上しない。

※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。

※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は0.5日単位で計上する。

8. 設計業務（頭首工・トンネル・ポンプ場、その他）打合せ歩掛……………（B）

設計業務（頭首工・トンネル・ポンプ場、その他）における打合せ歩掛は、「設計業務標準歩掛について（平成13年3月29日付け12農振第1974号農村振興局長通知）」による配置人員を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員（頭首工・トンネル・ポンプ場）（単位：人／日）

打合せ時期 \ 職種	主任技師	技師A	技師B
着手前	—	1.0	1.0
中間	—	1.5	0.5
最終	—	1.0	1.0

※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。

※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難い場合は0.5日単位で計上する。

配置人員（その他）（単位：人／日）

打合せ時期 \ 職種	主任技師	技師A	技師B
着手前	—	1.0	1.0
中間	—	0.5	0.5
最終	—	1.0	1.0

※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。

※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難い場合は0.5日単位で計上する。

9. 建物等事前（事後）調査歩掛……………（A）

（1）「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領の制定について（平成14年3月22日付け13農振第3155号農村振興局長通知）」の別記3標準歩掛（用地調査）による。

（2）打合せ歩掛は、上記標準歩掛を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員 (単位：人／日)

打合せ協議	職種	主任技師	技師A	技師B
	着手時前	—	—	1.0
(中間打合せ)	—	—	1.0	1.0
成果物納入時	—	—	1.0	1.0

※ 原則として、事前調査時は中間打合せを計上しない。

※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難い場合は0.5日単位で計上する。